

令和2年度
「東京手仕事」プロジェクト
普及促進対象商品
応募要領



TOKYO
Teshigoto

〈追加募集期間〉

令和2年5月15日(金)～5月29日(金)消印有効
持参の場合は17:00受付終了



公益財団
法人

東京都中小企業振興公社

はじめに、

「東京手仕事」プロジェクトでは、東京の伝統工芸の職人とデザイナーとの共同制作による商品開発を行う「商品開発」と販路開拓を行う「普及促進」により、新たな東京の伝統工芸品の創出を支援していきます。以下の2種のうち、2)の「普及促進」プログラムの支援対象商品を募集いたします。

・ 「商品開発」

伝統工芸の事業者が持つ技術とデザイナーが組み、現代の生活や価値観により合致した商品を開発する取り組み。

・ 「普及促進」

伝統工芸の事業者が独自開発した商品で、支援に適していると判断された商品を普及促進させる活動。（「商品開発」で支援商品として採択された商品も、翌年度以降から「普及促進」の支援商品となります。）

「東京手仕事」とは、

東京都庁及び、公財)東京都中小企業振興公社では、現代の消費者が求める伝統工芸品の商品を創り出すとともに、新たな市場を切り開くことを目的とし、2015年度から東京都の伝統工芸品の商品開発や普及促進活動として、「東京手仕事」プロジェクトを進めています。

※参考：「東京手仕事」参加事業者サイト <http://tokyo-craft.jp/>

「東京手仕事」ブランドサイト <https://tokyoteshigoto.tokyo/>

「普及促進」プログラムの目的

普及促進は、高い伝統技術を持ち、新たな商品開発やPR、販路開拓等を図ることに意欲の高い事業者に対し、展示会出展やPR活動などを通して、伝統工芸品の新たな販路開拓を支援します。東京の伝統工芸品のブランド価値や認知度向上により、伝統工芸市場の拡大を図ることを主な目的としています。

「普及促進」プログラムの内容

採択された支援商品を「東京手仕事」ブランドのもと、PR・プロモーション活動、展示会出展、テスト販売、常設売場での販売等を通して、認知・理解の促進と共に販路拡大活動を行います。（支援期間は原則2年間）

普及促進プログラムの詳細については、採択された事業者に対して別途お知らせします。

応募資格

代表制作者が以下のいずれかに該当する者

- ・ 東京都知事が指定する伝統工芸品を製作する事業者又は個人事業主
- ・ 都内区市町村が認定する伝統工芸品を製作する事業者又は個人事業主
- ・ 都内において伝統工芸品を製作する事業者又は個人事業者で構成される団体に加入するもの
- ・ 「東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞」入賞者
- ・ 以上のいずれかに該当する事業者を含む共同製作グループ

尚、以下に該当する事業者または商品の応募はできません。

- ・ 平成 30 年度「普及促進」採択事業者及び同年度「商品開発」採択※事業者
- ・ 令和元年度「普及促進」採択事業者及び同年度「商品開発」採択※事業者
- ※「採択」:支援商品として認定されたこと
- ・ 過去に普及促進に応募した商品
- ・ 過去に商品開発へ参加して開発した商品
- ・ 工業製品および食品

募集点数

- ・ 個人・法人・グループを問わず原則として1点のみ

募集期間

郵送受付:令和2年5月15日(金)～同年5月29日(金)消印有効

持参の場合は令和2年5月29日(金)17:00 受付終了

応募方法

別添の応募用紙に必要事項をご記入の上、郵送または持参ください。なお、応募要項・応募用紙は下記「伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業」ウェブサイトからもダウンロードいただけます。

1、郵送及び持参先

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5

(公財)東京都中小企業振興公社 城東支社

「東京手仕事」プロジェクト 普及促進事務局

2、応募要領・応募用紙ダウンロード

「東京手仕事」参加事業者サイト <http://tokyo-craft.jp/>

※応募用紙の必要事項はすべてご記入ください。

※提出された書類一式は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。また、ご提出いただいた資料は、本事業以外の目的で使用することはありません。

普及促進支援事業者と商品の選定

選定期間は令和2年6月中旬までとし、審査結果は郵送にてご連絡いたします。

☆個人情報の取り扱い

応募された個人情報については、本事業の運営の目的に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。公益財団法人東京都中小企業振興公社「個人情報の保護に関する要綱」(公社ホームページよりダウンロード可)に基づき取り扱います。

応募に関する問い合わせ

〒125-0062 東京都葛飾区青戸 7-2-5
公益財団法人東京都中小企業振興公社 城東支社
「東京手仕事」プロジェクト 普及促進事務局
電話:03-5680-4631 平日午前9時～午後5時
メールアドレス:craft@tokyo-kosha.or.jp

その他

- ・ 応募要項に記載された事項以外について疑義が生じた場合、公社判断により決定します。
- ・ 応募者は応募を撤回できますが、応募にかかった一切の費用は応募者の負担となります。
- ・ 採択された事業者の個人情報(住所・年齢・電話番号)について、報道機関等からの問い合わせがあれば、応じることとします。了承の上ご応募ください。
- ・ 応募者及び応募に関する内容が、以下に該当する場合、選考の対象外となります。
 - 1) 虚偽の者
 - 2) 誹謗中傷を含むもの
 - 3) 著作権その他第三者の権利を侵害しているもの
 - 4) 公序良俗その他法令の定めに反するもの
 - 5) 反社会的勢力の活動を助長する行為が判明した場合

*上記に該当することが支援決定後に判明した場合は支援を取り消します。また、その時点で公社がお渡ししていた資材等が発生していた場合、返還を求めることがあります。なお、支援取り消しにより生ずる損害等については、公社は一切の責任を負いません。
- ・ 採択が決定した後、公社と販売に関する書面を取り交わします。(販売準則合意書)

以上